

「青森市犯罪被害者等見舞金及び助成金」のご案内

青森市では、犯罪行為により被害に遭われた方、又はそのご遺族等に対し、以下のとおり見舞金の支給・助成金の交付を行っています。
(対象となるのは、令和7年4月1日以後に発生した犯罪被害に係る事案です。)



見舞金の種類/支給額/支給対象者

種類	支給額	支給対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方の遺族
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により1か月以上の療養期間を要する重傷病を負った方

見舞金支給の要件等

支給の要件	遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察が犯罪被害を認定していること ○ 被害者が被害当時、青森市民であること ○ 遺族が被害発生時から継続して青森市民であること
	重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察が犯罪被害を認定していること ○ 被害者が被害発生時から継続して青森市民であること
支給できない場合		<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪発生時に被害者と加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)がある場合 ○ 被害者又は遺族が常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織に属していた場合 ○ 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合 など
申請に必要な書類	遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青森市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書 ○ 被害者と遺族の住所を証明する書類 ○ 被害者の死亡事実等を証明できる書類 ○ 被害者と遺族の続柄を証明できる書類 など
	重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青森市犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)支給申請書 ○ 被害者の住所を証明できる書類 ○ 犯罪行為により1か月以上の重傷等を負ったことを証明できる書類 など
特記事項		<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>申請にあたっては、事前に担当窓口(市民部生活安心課)にご相談ください。</u>

(裏面に続く)

助成金の種類/助成対象経費・助成金額/助成対象者

種類	助成対象経費・助成金額	助成対象者
心理相談料 助成金	助成対象者が負担した心理相談に要した費用(1回あたり5千円・通算10回までを限度)	○ 犯罪行為により亡くなられた方の遺族 ○ 犯罪行為により1か月以上の療養期間を要する重傷病を負った方又は家族
転居費 助成金	助成対象者が負担した従前の住所からの転居に要した費用(20万円・1回を限度)	○ 犯罪行為により亡くなられた方の遺族 ○ 犯罪行為により1か月以上の療養期間を要する重傷病を負った方

助成金交付の要件等

交付の要件	心理相談料 助成金	○ 警察が犯罪被害を認定していること ○ 被害者が被害当時、青森市民であること ○ 遺族(家族)が被害発生時から継続して青森市民であること
	転居費 助成金	○ 警察が犯罪被害を認定していること ○ 被害者が被害発生時から継続して青森市民であること
交付できない場合		○ 犯罪発生時に被害者と加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)がある場合 ○ 被害者又は遺族が常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織に属していた場合 ○ 助成金を交付することが社会通念上適切でないと思われる場合 など
申請に必要な書類	心理相談料 助成金	○ 青森市犯罪被害者等助成金交付申請書 ○ 被害者と遺族(家族)の住所を証明する書類 ○ 助成対象経費に係る支払いをしたことが確認できる書類 ○ 被害者と遺族の続柄を証明できる書類 など
	転居費 助成金	○ 青森市犯罪被害者等助成金交付申請書 ○ 被害者と遺族の住所を証明できる書類 ○ 助成対象経費に係る支払をしたことが確認できる書類 ○ 被害者と遺族の続柄を証明できる書類 など
特記事項		○ <u>申請にあたっては、事前に担当窓口(市民部生活安心課)にご相談ください。</u>

お問合せ・相談・申請
担当窓口青森市 市民部 生活安心課
〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 駅前庁舎 4階
TEL:017-734-5258 (受付時間:平日 午前8時30分～午後5時)